

(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 尾道市 (都道府県: 広島県)

本事業の担当部局名 福祉保健部子育て支援課

事業メニュー	地域結婚支援重点推進事業					
区分	一般メニュー					
関連事業メニュー	1.1.1 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築					
個別事業名	尾道市婚活サポート事業(結婚支援センター運営)	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和4 年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,763,000 円					
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 尾道市の出生数については、平成27年の937人に比べ、令和2年には715人まで減少している。結婚数についても、令和2年の婚姻件数が425件、婚姻率が3.1と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:平成27年婚姻件数542件、婚姻率3.8)。近年の尾道市における婚姻件数の急激な減少を踏まえれば、近い将来の出生数の減少に少なからず影響を与えることは必至である。</p> <p><本個別事業の位置付け> 尾道市では、平成26年度に職員による全庁横断的な調査・研究組織である「少子化対策プロジェクト・チーム」を設置し、毎年度、効果的な少子化対策施策案の提言を市長に行い、次年度以降の事業化を図ってきた。これまで、若者の出会いの場創出事業「結婚応援フォーラム」、結婚新生活支援事業、子ども医療費助成事業の拡充、不妊治療医療費助成事業、子育て世代包括支援事業、保育施設・放課後児童クラブの拡充など、各ライフステージに応じた少子化対策事業を積極的に展開してきたところである。</p> <p>R4.3に策定した尾道市総合計画後期基本計画においては、結婚や妊娠を望む人の希望が叶えられる環境づくりを進め、出生率の向上を図るため、「安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている」ことを施策目標として掲げている。 尾道市では、上記目標の達成に向け、総合的な結婚支援の取組を展開することとしており、本個別事業はその一環として、実施するものである。</p> <p>(本個別事業における現状と課題) 結婚支援の取組について、実績のある委託事業者と協議しながら、事業計画及び実施を進めているところであるが、会員登録数が思うほど増加していないと考えている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものや、また、世界的に不安定な社会情勢の影響によって、物価が高騰するなど、生活全般の経済的な不安要素の拡大も背景にあるものと考えられる。 結婚まで繋げるためには、まずは対面で会い、その関係性を築いていくことが重要であることから、出会う機会をいかに創出し参加していただくか、また、結婚後の生活や子どもが生まれ家族が増えることに対する、経済的な不安要素の払拭が課題であると考えている。</p> <p>(課題への対応) 新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の感染対策の緩和によって、婚活やイベント参加への機運が高まることが期待されるため、結婚支援センターの設置及び運営内容について十分に周知を行っていく。</p>					
番号	項目	内容			ステップ アップ	KPI 設定
1	サポートセンターの 運営	<p>会員登録、相手検索、業務管理等に使用するマッチングシステム及び尾道市マリッジサポートセンターのホームページを管理する。会員に対する相手の紹介、コミュニケーションの回り方、お見合いやデートに関するアドバイス及び事前調整、マナーや身だしなみのスキルアップに向けたサポートを行う。</p> <p>なお、尾道市マリッジサポートセンターの開設は民間のオンライン結婚相談所への委託により実施しているが、会員のための特設ホームページの開設・運営や専用ダイヤルの設置を行うものとし、入会手続きや会員の管理などは、民間会員とは別個で行うものとする。そのため、相談や入会手続きについて、通常は広島市内の事務所で行うが、尾道出張会場を随時に開設する。</p> <p>また、特設ページ内においては、尾道市会員向けのイベント情報や活動促進のための情報を掲示するなど、既存のサービスだけではなく独自のサービスを展開するものとする。</p>			○	○

個別事業の内容 ※(注)3	2	広告宣伝によるサポートセンターの周知	ホームページへの掲載、各種SNSの活用、チラシの配布等により、尾道市マリッジサポートセンターの周知を図る。 ※チラシ5,000部配布(市本庁舎1,000部、各支所1,000部、各公民館500部、各市内事業所1,000部、ショッピングセンター等1,500部)		
	3	カップル成立後のフォローアップ	マッチングの結果、カップルが成立した後においては、交際の状況等を適宜確認し、必要に応じてアドバイスを行うなど、結婚に向けて、フォローアップに努める。		○
	【次年度以降に向けた事業の方向性】 令和4年度から令和6年度までの3年間の予定で実施する。 令和4年度に実施した意識調査アンケート(会員に対し、定期的にご利用状況、満足度等について伺うもの)の結果に基づき、効果検証を行い、より効果的な実施方法について検討する。 また、3年間の事業の効果検証を行い、事業継続の有無を検討する。				
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】 倉敷結婚相談所マッチングシステム開発・導入事業					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		%	1.72(令和6年)	1.55(平成25年～平成29年)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	1.55(平成25年～平成29年)	
	婚姻件数		件	359(令和4年)	
	婚姻率			3.0(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	<アウトプット>				
	サポートセンター会員登録者数		人	30(令和5年)	8(令和5年1月末)
	<アウトカム>				
	引き合わせ成立者数		人	100(令和5年)	91(令和5年1月末)
	カップル成立組数		組	20(令和5年)	7(令和5年1月末)
	婚姻件数		件	400(令和5年)	359(令和4年)
	婚姻率		-	3.0(令和5年)	3.0(令和3年)
	センター利用者の満足度		%	100	調査中
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	広島県の「こいのわ出会いサポートセンター」と、イベント情報の掲載について協力連携する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間の結婚相談所に業務を委託することで、民間業者が持つノウハウを最大限に生かして、結婚を希望する市民のサポートを効果的に行う。市は、定期的に加算者数等を報告してもらい、実態を把握し、事業の周知を積極的に行う。また、イベント開催にあたっては、広報活動を行う。				

(注)
1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。